

人厚第535号
20. 1. 18
一部改正 防人厚第17054号
27. 10. 28
一部改正 防人厚第17919号
28. 10. 18
一部改正 防人厚第7215号
29. 5. 2

官 房 長
各 局 長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
技 術 研 究 本 部 長
装 備 施 設 本 部 長
防 衛 監 察 監

人 事 教 育 局 長

防衛省市ヶ谷地区における福利厚生施設検討委員会
設置要綱について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

防衛省市ヶ谷地区における福利厚生施設検討委員会に関する設置要綱

(目的)

第1 防衛省市ヶ谷地区における売店、食堂、自動販売機等の福利厚生施設の設置の際、運営を委託する業者（以下単に「業者」という。）の選定に当たっては、透明性及び公平性を確保する必要がある、これらに関する所要の検討を行うため、防衛省市ヶ谷地区福利厚生施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 検討委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 人事教育局厚生課長

(2) 委員 防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部人事教育課長、陸上幕僚監部人事部厚生課長、海上幕僚監部人事教育部厚生課長、航空幕僚監部人事教育部厚生課長、情報本部人事教育課長、防衛監察本部総務課長、防衛装備庁長官官房人事官、人事教育局厚生課共済調査官その他委員長が指定する者

2 委員長は、前項に掲げる者以外の者を委員会に参加させることができる。

(委員会の運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を掌握する。

(委員会の検討事項)

第4 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を実施する。

(1) 福利厚生施設の在り方に関すること。

(2) 業者の選定基準に関すること。

(3) 業者の選定に関すること。

(4) その他福利厚生施設に係る必要な事項に関すること。

(業者選考員)

第5 検討委員会の下に業者選考員を置く。

2 業者選考員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人事教育局厚生課部員（総括担当）

(2) 官房長の指定する職員1名

(3) 防衛政策局長の指定する職員1名

(4) 整備計画局長の指定する職員1名

(5) 人事教育局長の指定する職員1名

(6) 地方協力局長の指定する職員1名

(7) 防衛研究所長の指定する職員1名

(8) 統合幕僚長の指定する職員1名

(9) 陸上幕僚長の指定する職員8名

- (10) 海上幕僚長の指定する職員 4 名
- (11) 航空幕僚長の指定する職員 4 名
- (12) 情報本部長の指定する職員 2 名
- (13) 防衛監察監の指定する職員 1 名
- (14) 防衛装備庁長官の指定する職員 3 名

3 委員長又は委員は、前項に掲げる者以外の者を業者選考員に参加させることができる。

(業者選考員の検討事項)

第 6 各業者選考員は、業者から提出された申請書類の審査及び評価を実施し、検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 7 検討委員会の庶務は、人事教育局厚生課において処理する。